

無担保・無保証人でがんばる経営者を応援します！！

# 『マル経融資』で経営改善！

本制度の正式名称は“小規模事業者経営改善資金融資制度”と言い、小規模事業者の健全な経営をバックアップするための国の融資制度です。



【貸付限度額】 **1,500万円**までご利用可能

【低金利】 **運転・設備 1.9%**

固定金利・元利均等（平成21年9月9日現在）

【担保・保証人】 **不要**

信用保証協会の保証も不要です

【返済期間】 **運転資金 7年以内**

**設備資金 10年以内**

据置きが可能です。運転1年以内、設備2年以内

※本制度は最近の経営内容をもとに調査を実施し、当会が審査を行います。

～ご利用いただける方～

【規模】 常時使用従業員が20人以下（商業・サービス業は5人以下）の小規模事業者。

【営業年数】 沼津市商工会の管内で1年以上営業している方。

【経営指導】 沼津市商工会の経営指導を原則6ヶ月以上受けている方。

【資金使途】 事業に必要な運転資金・設備資金が対象となります。

※生活衛生業種の設備資金も取扱いできるようになりました。

裏面のFAXにてまずはご相談下さい！

## マル経融資実行までの流れ



## ご用意いただく書類

- ①借入推薦依頼書（申込書）
- ②決算書・確定申告書（直近2期分）
- ③決算後6ヶ月以上経過の場合は最近の試算
- ④設備資金の場合は設備の見積書
- ⑤法人の場合は会社の登記簿謄本
- ⑥不動産の登記簿謄本（必要に応じ）



お問い合わせ・お申込み 沼津市商工会

〒411-0312 沼津市原 1200-1 TEL 966-1331・FAX 967-4925

# マル経融資制度相談希望 F A X 送信状

**F A X 番号：055-967-4925**

**送 信 先：沼津市商工会**

マル経融資制度の相談を希望します。

※太枠のみご記入下さい。

事業所名	
代表者名	
所在地	
電話番号	( )
事務局処理欄	

※沼津市商工会の管内に登録所在地もしくは営業拠点がある事業所が対象となります。

※ご記入いただきました代表者名等の上記4項目につきましては、当所制度融資斡旋業務又は経営指導業務以外の目的には、使用致しません。

※本状受信の後、担当者よりお電話をさせていただきます。